

# 減価償却制度 法定耐用年数の見直し、その3

制度調査部  
鳥毛 拓馬

## 新耐用年数表案(番号13～16)と現行耐用年数表の比較

### 【要約】

2008年度税制改正大綱では、減価償却資産の法定耐用年数について、機械及び装置を中心に、実態に即した使用年数を基に資産区分の大括り化を行うとしている。

本稿は、大綱で示された減価償却資産耐用年数表の別表第二「機械及び装置の耐用年数表」(以下、新表という。)と現行の耐用年数表(以下、現表という)とを新表の用途毎に比較するものである。

本稿では新表の窯業・土石製品製造業用設備、鉄鋼業用設備、非鉄金属製造業用設備、金属製品製造業用設備、(番号13～16)と現表の窯業、土石製品製造業に係る設備、鉄鋼業に係る設備、非鉄金属製造業に係る設備、金属製品製造業に係る設備について掲載した。

本レポートはその1からその4までの計4つのレポートで構成されている。

### はじめに

現行の減価償却制度については、「全般的に法定耐用年数そのものが長い」、「資産区分が細かい」、「耐用年数の短縮や陳腐化した資産の償却限度を実質的に引き上げる特例制度があるものの、申請手続が煩雑で大きな事務負担が発生する等、使い勝手が悪い」といった問題点が従来から指摘されていた。

例えば、わが国の法定耐用年数区分(機械・装置)は390区分に細かく分かれており、新技術や新製品が開発される度に区分けの問題や適用する耐用年数の問題が生じ得る。諸外国を例に見ると、米国では48区分、韓国では26区分など簡素な制度となっており、抜本的に見直すよう望まれていた。

2008年度税制改正大綱では、減価償却制度の法定耐用年数について、機械及び装置を中心に、実態に即した使用年数を基に資産区分の大括り化を行うとしている。

この改正は、既存の減価償却資産を含め、平成20年4月1日以後開始する事業年度について適用することとされている。なお、法定耐用年数に関する改正については、法律ではなく政省令に規定されているので、税制改正法案が成立しなくても、2008年3月末に公布・施行される可能性がある。

今般の見直しにより、機械及び装置は 55 区分(日本産業分類の中分類、細目を合わせると 104)に大括り化されることになる。また、使用実態等を踏まえて耐用年数も見直される。法定耐用年数区分全体の改正は、1964 年から行われていない。

以下は、大綱で示された減価償却資産耐用年数表の別表第二「機械及び装置の耐用年数表」(以下、新表という。)と現行の耐用年数表(以下、現表という)とを新表の用途毎に比較するものである。

比較する際には、「耐用年数の適用等に関する取扱通達」の区分けを参考にした。もっとも、新表の「用途」、「細目」と現表の「設備の種類」、「細目」との対応は現時点では正確なことはわからない。

基本的には、新表に細目が記載されていなければ、新表の「用途」と現表の「設備の種類」、「細目」が対応しているものと思われるため、新表の「用途」、「耐用年数」を示し、現表の「設備の種類」、「細目」、「耐用年数(年)」を図表化している。現表については、新表の耐用年数と比較して、「短縮されるもの」、「変わらないもの」、「延長されるもの」についてそれぞれ分けて示した。

新表に細目が記載されている場合には、新表の「細目」と現表の「設備の種類」、「細目」の対応が不明確なため新表と現表をそれぞれそのまま示した。

本稿では以下の網掛け部分を掲載している。

「耐用年数の適用等に関する取扱通達」(参考)

食料品製造業に係る設備	(別表第二番号「1」～「36 の 2」)
繊維工業に係る設備	(別表第二番号「37」～「57」)
木材、木製品製造業に係る設備	(別表第二番号「58」～「63」)
パルプ、紙、紙加工品製造業に係る設備	(別表第二番号「64」～「73」)
出版、印刷、同関連産業に係る設備	(別表第二番号「74」～「80」)
化学工業に係る設備	(別表第二番号「81」～「180」)
ゴム製品製造業に係る設備	(別表第二番号「186」～「190」)
窯業、土石製品製造業に係る設備	(別表第二番号「194」～「210」)
鉄鋼業に係る設備	(別表第二番号「211」～「222」)
非鉄金属製造業に係る設備	(別表第二番号「223」～「232」)
金属製品製造業に係る設備	(別表第二番号「233」～「252」)
機械工業に係る設備	(別表第二番号「253」～「295」)
その他の設備	(別表第二番号「296」～「369」)

## 新表

番号	用途	耐用年数
13	窯業・土石製品製造業用設備	9

## 現表のうち新表の窯業・土石製品製造業用設備に対応するものと思われる部分

設備の種類	細目	耐用年数(年)
短縮されるもの		
・その他の窯業製品又は土石製品製造設備	その他の設備	15
・板ガラス製造設備(みがき設備を含む。)	溶解炉	14
・板ガラス製造設備(みがき設備を含む。)	その他の設備	14
・その他のガラス製品製造設備(光学ガラス製造設備を含む。)	溶解炉	13
・セメント製造設備		13
・陶磁器、粘土製品、耐火物、けいそう土製品、はい土又はうわ薬製造設備	その他の設備	12
・その他の炭素製品製造設備	その他の設備	12
・セメント製品(気ほうコンクリート製品を含む。)製造設備	その他の設備	12
・石こうボード製造設備	その他の設備	12
・ほうろう鉄器製造設備	その他の設備	12
・石綿又は石綿セメント製品製造設備		12
・岩綿(鉱さい繊維を含む。)又は岩綿製品製造設備		12
・石工品又は擬石製造設備		12
・その他の窯業製品又は土石製品製造設備	トンネルがま	12
・炭素繊維製造設備	その他の設備	10
・研削と石又は研磨布紙製造設備	その他の設備	10

・その他の窯業製品又は土石製品製造設備	その他の炉	10
変わらないもの		
・その他のガラス製品製造設備(光学ガラス製造設備を含む。)	その他の設備	9
・人造研削材製造設備	その他の設備	9
・生コンクリート製造設備		9
延長されるもの		
・陶磁器、粘土製品、耐火物、けいそう土製品、はい土又はうわ薬製造設備	その他の炉	8
・研削と石又は研磨布紙製造設備	加硫炉	8
・石灰又は苦石灰製造設備		8
・陶磁器、粘土製品、耐火物、けいそう土製品、はい土又はうわ薬製造設備	トンネルがま	7
・研削と石又は研磨布紙製造設備	トンネルがま	7
・セメント製品(気ほうコンクリート製品を含む。)製造設備	移動式製造又は架設設備及び振動加圧式成形設備	7
・ほうろう鉄器製造設備	その他の炉	7
・陶磁器、粘土製品、耐火物、けいそう土製品、はい土又はうわ薬製造設備	倒炎がま その他のもの	5
・人造研削材製造設備	溶融炉	5
・研削と石又は研磨布紙製造設備	その他の焼成炉	5
・石こうボード製造設備	焼成炉	5
・炭素繊維製造設備	黒鉛化炉	4
・その他の炭素製品製造設備	黒鉛化炉	4
・その他のガラス製品製造設備(光学ガラス製造設備を含む。)	るつぼ炉及びデータンク炉	3
・陶磁器、粘土製品、耐火物、けいそう土製品、はい土又はうわ薬製造設備	倒炎がま 塩融式のもの	3
・ほうろう鉄器製造設備	るつぼ炉	3

## 新表

番号	用途	細目	耐用年数
14	鉄鋼業用設備	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	5
		純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鑄鉄管製造業用設備	9
		その他の設備	14

## 現表のうち新表の鉄鋼業用設備に対応するものと思われる部分

設備の種類	細目	耐用年数(年)
製鉄設備		14
純鉄又は合金鉄製造設備		10
製鋼設備		14
連続式鑄造鋼片製造設備		12
鉄鋼熱間圧延設備		14
鉄鋼冷間圧延又は鉄鋼冷間成形設備		14
鋼管製造設備		14
鉄鋼伸線(引き抜きを含む。)設備及び鉄鋼卸売業用シャーリング設備並びに伸鉄又はシャーリング業用設備		11
鉄くず処理業用設備		7
鉄鋼鍛造業用設備		12
鋼鑄物又は銑鉄鑄物製造業用設備		10
金属熱処理業用設備		10
その他の鉄鋼業用設備		15

## 新表

番号	用途	細目	耐用年数
15	非鉄金属製造業用設備	核燃料物質加工設備	11

現表のうち新表の核燃料物質加工設備に対応するものと思われる部分

設備の種類	細目	耐用年数(年)
核燃料物質加工設備		11

## 新表

番号	用途	細目	耐用年数
15	非鉄金属製造業用設備	その他の設備	7

現表のうち新表の非鉄金属製造業用設備に対応するものと思われる部分

設備の種類	細目	耐用年数(年)
短縮されるもの		
・アルミニウム製錬設備		12
・その他の非鉄金属製錬設備		12
・非鉄金属圧延、押出又は伸線設備		12
・ニッケル、タングステン又はモリブデン製錬設備		10
・チタニウム造塊設備		10
・非鉄金属鋳物製造業用設備	その他の設備	10
・電線又はケーブル製造設備		10
・銅、鉛又は亜鉛製錬設備		9
・非鉄金属鋳物製造業用設備		8
・光ファイバー製造設備	ダイカスト設備	8
・金属粉末又ははく(圧延によるものを除く。)製造設備		8
変わらないもの		7
・ベリリウム銅母合金、マグネシウム、チタニウム、ジルコニウム、タンタル、クロム、マンガン、シリコン、ゲルマニウム又は希土類金属製錬設備		

## 新表

番号	用途	細目	耐用年数
16	金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	6
		その他の設備	10

## 現表のうち新表の金属製品製造業用設備に対応するものと思われる部分

設備の種類	細目	耐用年数(年)
粉末冶金製品製造設備		10
鋼索製造設備		13
鎖製造設備		12
溶接棒製造設備		11
くぎ、リベット又はスプリング製造業用設備		12
ねじ製造業用設備		10
溶接金網製造設備		11
その他の金網又は針金製品製造設備		14
縫針又はミシン針製造設備		13
押しチューブ又は自動組立方式による金属かん製造設備		11
その他の金属製容器製造設備		14
電気錫めつき鉄板製造設備		12
その他のめつき又はアルマイト加工設備		7
金属塗装設備	脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装置	7
	その他の設備	9
合成樹脂被覆、彫刻又はアルミニウムはくの加工設備	脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装置	7
	その他の設備	11
手工具又はのこぎり刃その他の刃物類(他の号に掲げるものを除く。)製造設備		12

農業用機具製造設備		12
金属製洋食器又はかみそり刃製造設備		11
金属製家具若しくは建具又は建築金物製造設備	めつき又はアルマイト加工設備	7
	溶接設備	10
	その他の設備	13
鋼製構造物製造設備		13
プレス、打抜き、しぼり出しその他の金属加工品製造業用設備	めつき又はアルマイト加工設備	7
	その他の設備	12
その他の金属製品製造設備		15